

しゃかいふくしきょうぎかい

No.146

小郡市社会福祉協議会だより

2013

5



特集 虐待防止法

発行：社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会 共同募金会小郡市支会

小郡市二森1167-1 総合保健福祉センターあすてらす内

TEL 73-1120 FAX 72-5694 ホームページ <http://shakyo.ogori.org>

ぎやくだい【虐待】 弱い立場にあるものに対

して強い立場を利用してひどい扱いをすること（国語辞典）

虐待（ぎやくだい）とは、自分の保護下にある者（ヒト、動物等）に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うこと（Wikipedia）

児童や障害者、高齢者、配偶者の虐待防止法が以下のように制定されていることをご存知ですか？

それぞれ法律は、虐待の早期発見の努力や防止策、相談、保護、自立支援等の体制の整備を目的としています。

また、虐待は虐待する人とされた人の関係にとどまらず、社会全体で共有すべきという視点から虐待を発見した者への通報（児童の場合は通告）する

障害者	
障害者虐待防止法	通称
障害者の虐待の予防、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	正式名称
2012年10月	施行
障害者の家族親族、福祉施設・福祉サービス事業者、仕事現場で行われる以下の行為 ①身体的暴力・身体拘束 ②障害者に対するわいせつな行為 ③著しい暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動 ④障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による虐待行為の放置など。 ⑤障害者の財産を不当に処分することその他、障害者から不当に財産上の利益を得ること	法が規定している禁止行為
【養護者虐待通報】 ↓ ①事実確認 ②一時保護 ③居室確保 ④立ち入り調査 【施設虐待通報・就労先虐待通報】 ↓ ①都道府県報告 ②監督権限行使 ③事実の公表	対応システム



義務を課しています。更に高齢者・障害者虐待防止法では、「養護者支援」という言葉が明記されています。

「養護者」とは、介護をする家族や親族、また、施設職員、福祉サービス従事者等を指しますが、家族に限らず施設内虐待についても法の対象とし、身体・性・心理に対する虐待だけでなく、放棄・放任（ネグレスト）、経済的虐待も含めるとともに、養護者の介護負担を解決しない限り、虐待を防止することはできないという認識のもと、加害者である養護者に対する支援も盛り込んだ総合的な法制度になっています。

児童	配偶者	高齢者
児童虐待防止法	DV防止法	高齢者虐待防止法
児童虐待の防止等に関する法律	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
2000年11月	2001年10月	2006年4月
18歳に満たないものを児童とし、保護者が行う以下の行為	配偶者及び事実上婚姻関係にあるものから行われる以下の行為	高齢者を養護する家族、親族や福祉施設、福祉サービス従事者が行う以下の行為
①身体的暴力 ②児童に対するわいせつな行為 ③著しい暴言・拒絶的対応 ④心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置 ⑤保護者以外の同居人による前記の行為と、その行為を保護者が放置すること	①身体的暴力 ②心理的虐待	①身体的暴力 ②高齢者に対するわいせつな行為 ③著しい暴言又は著しく拒絶的な対応 ④高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置を行うなど養護を怠ること ⑤養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
【福祉事務所・児童相談所へ虐待通告】*警察ではなく「通報」でもない ①安全確認 ②一時保護 ③立ち入り調査 ④保護者指導 ⑤児童福祉法 27 条により保護者の指導や児童の施設入所、家庭裁判所への送致など ⑥児童支援 ⑦親権喪失などの運用	【暴力通報】 ↓ ①配偶者暴力相談支援センター 保護説明 ②警察 被害防止措置 ③関係機関連携協力 ④裁判所の保護命令 ◆接近禁止命令 ◆退去命令	【養護者虐待通報】 ↓ ①事実確認 ②一時保護 ③居室確保 ④立ち入り調査 【施設虐待通報】 ↓ ①都道府県報告 ②監督権限行使 ③事実の公表



小郡市役所福祉課障害者福祉係
係長 小峰 秀樹 さん

障害者虐待に関する専用回線
☎0942・72・2125

(平日 8時30分～17時)

障害者虐待防止法が施行されました。これまでの児童・DV・高齢者との違いについてお伺いします。

児童、高齢者虐待防止法においては、年齢によって被虐待者の対象を定めており、18歳未満の児童や65歳以上の高齢者を対象としているのに対し、障害者虐待防止法は、18歳以上65歳未満の障害者を対象としています。

また、障害者虐待防止法第七条一項において、養護者による通報

義務を課しており、生命又は身体に対する重大な危険の有無を問わず通報することを義務化しています。

これは、虐待を受ける障害者の訴える能力に配慮し、虐待の早期発見に重点を置いたものと言えます。

虐待の要因はどこにあるのでしょうか？

障害者虐待に関しては、様々な要因が考えられますが、障害者が暮らす環境における「閉鎖性」は、虐待の要因としてあげられるのではないのでしょうか。

家庭や施設内においても、外出する機会が少なかったり、接する人が少なかったりといった生活環境においては、第三者からの目が入ることなく、障害者当事者と養護者だけの関係の中で、互いに虐待を受けることと、虐待を加えることの認識が希薄になりやすいことが考えられます。

市町村に障害者虐待防止センターが義務付けられていますか？

平成24年10月施行の障害者虐待防止法により、市町村に障害者虐待防止センターの設置が規定されました。

小郡市においても、福祉課障害者福祉係に専用回線を設置し、障害者虐待に関する相談・通報を受け付けるようにしております。今後、市民への周知・啓発にも力を入れて参りたいと思っております。

小郡の虐待事例が新聞報道でなされました。その後、虐待防止の対応についてお伺いします。

昨年10月に障害者虐待防止法が施行されると同時に、今回の傷ましい虐待事件が、小郡市において発生しました。

新聞等でも報道されていますように、小郡市内にある障害者福祉

施設内における施設職員による障害者虐待事件です。

知的障害を持つ男性施設利用者が、施設職員からエアガンで撃たれる等の暴行を受けたもので、決して許すまじき行為です。

小郡市は、この事件の通報を受けてから、早急に県、警察署と連携をし、施設への事実確認のための立入調査や利用者への一時保護、利用者の保護者への相談対応を行いました。

一方、福岡県は、今回の虐待事件を受けて、施設を運営する法人に対し、改善勧告を行い、施設の改善を促し、更には改善命令へ向け準備しているところです。

今後は、この虐待事件について、利用者保護の視点から、支援を継続し、また、虐待防止のための市民・施設等への啓発活動にも努めて参ります。

社会福祉協議会事業

相談【そうだん】

予算 1,363千円

●《心配ごと相談》

毎週木曜日午後1時から現任・OBの民生児童委員2名が相談員として対応します。

- ① 一般相談 / 第1・第3・第5木曜
- ② 弁護士相談 / 第2・第4木曜 (要電話予約)

●《日常生活自立支援事業》

認知症、障害などで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に福祉サービスの利用や日常金銭管理のお手伝い。

◆相談窓口の連携

様々な専門窓口と連携し、適切な相談の対応を行います。

福祉教育【まなび】

●《地域福祉講座の開催》

予算 270千円

福祉レクリエーション講座の開催

●《福祉活動指定校の活動費助成》

予算 500千円

市内の学校の福祉教育に対し助成を行います。

●《福祉用具、福祉教材の貸出し》

体験学習のため、車いすやアイマスク、白杖、高齢者疑似体験セットを貸出しています。

●《福祉教育読本「ともに生きる」の配布》

予算 60千円

市内各小学校5年生を対象に、福祉教育のための副読本を配布します。

お知らせ・おねがい・募集

●《社会福祉協議会だより》

予算 1,527千円

年5回奇数月に市内全世帯配布

●《ホームページ》

予算 120千円

<http://shakyo.ogori.org/>

住民参加による福祉活動を進める事業

●《ふれあいネットワーク活動》

予算 5,789千円

各行政区において、孤立しがちな高齢者や高齢者世帯に対し、区長、民生児童委員、地域の皆さんの協力により、見守り、声かけ訪問、交流活動を行い、問題の早期発見や問題解決に取り組みます。

●《地域、関係機関との連携》

地域の中で様々な不安を抱えて暮らしている方々に対し、問題の早期発見や相談に取り組み、問題の解決に取り組みます。

●《地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定》

市が策定する「地域福祉計画」の参画と、行動計画である「地域福祉活動計画」の策定検討を行います。

ボランティア【共に生きる活動】

●《ボランティア情報センター運営》

予算 2,398千円

- ① 情報の収集と提供を行い、相談や登録斡旋を行います。
- ② 入門・養成講座の開催 (手話)
- ③ 団体活動費支援
 - 車いすレクダンス
 - 花と緑の会
 - 点訳堂の会
 - 手話の会
 - テーブルの会
 - 要約筆記の会
- ④ 小都市ボランティア連絡協議会事務局
- ⑤ ボランティア保険の加入窓口

資金貸付【しきんかしつけ】

予算 1,451千円

◎《緊急援護資金貸付相談》

小都市社会福祉協議会独自の貸付

◎《生活福祉資金貸付相談》

福岡県社会福祉協議会が行う貸付の相談申請窓口

平成25年度小都市社会福祉協議会事業予算【収入】

単位：千円

会費収入	3,100	事業収入	3,575	受取利息配当金収入	9
寄附金収入	2,100	貸付事業等収入	650	経理区分間繰入金収入	2,740
市補助金収入	36,374	共同募金配分金収入	7,469	施設整備等補助金収入	1
市受託金収入	12,300	介護保険収入	22,160	積立預金取崩収入	6,000
県社協受託金収入	750	雑収入	501	前期末支払資金残高	24,585
				収入合計	122,314

平成25年度 小郡市

在宅福祉サービス【居宅介護事業】

予算 22,498千円

●《介護保険事業》

- ① 居宅介護支援事業（ケアプラン）
- ② 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- ③ 介護予防訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

●《障害者自立支援法居宅介護事業》

障害者のホームヘルプサービス

●《生活管理指導員派遣事業》（市受託事業）

一人暮らし高齢者が要介護状態予防のため、ホームヘルパーを派遣し指導を行い生活習慣を改善します。

障害者地域活動支援センター

予算 7,964千円

●《じょいわーく》

小郡市障害者地域活動支援センターⅢ型

障害者が地域の中で自立した日常生活を営むことができるよう、生産活動の提供や社会との交流を図ります。

現在、トレー選別・ねぎ揃え・ミシン縫製・木工製作・ねじのパッキング作業などの軽作業やレクリエーション活動を行っています。



▲佐賀城へ見学

たすけあい

- 《赤い羽根共同募金運動》
- 《災害支援ボランティアセンター設置訓練》

貸出し【かしだし】

●《福祉バス運行》

予算 3,000千円

マイクロバス 定員29人乗り

利用団体（市内の福祉団体やボランティア団体）

●《車いすの貸出し》

入院入所時の一時帰宅や、骨折などのケガや病気、車いす体験などにお貸しいたします。

●《車いす対応車輛の貸出し》

予算 150千円 ※ P8をご覧ください。

障害児家族への援助

●《障害児長期休暇スクール》

予算 200千円

長期休暇中の遊びと体験の場の提供、ボランティアとの交流を行います。

●《障害児タイムケア》

予算 355千円

毎週水曜日、放課後の居場所づくりと、様々な遊びを通じて友だちやボランティアとのふれあい活動。

いきいき暮らしの応援

●《公民館・神社等の遊具、ベンチの補修》

予算 1,200千円

子どもの遊び場づくり、誰でもが集える場所づくりとして、市が管理する公園以外の公民館や神社等の遊具やベンチの補修を行います。

●《脳の健康教室の開催》

予算 2,221千円

加齢による脳機能の低下予防のため、簡単な計算や音読を習慣化させ、また、人との交流をはかる教室。

ボランティア明日葉のみなさんにより教室運営を行っていただいております。

・毎週金曜日 総合保健福祉センターあすてらす

福祉団体等への助成

予算 3,195千円

- ・老人クラブ連合会
- ・母子寡婦福祉会
- ・身体障害者福祉協会
- ・保護司会
- ・少年補導員
- ・ワークショップ虹
- ・小郡市保育協会
- ・民生児童委員協議会
- ・青少年育成会
- ・子ども劇場
- ・児童劇団つばさ
- ・みくにつこ劇団
- ・少年の船

事業予算【支出】

単位：千円

表記事業支出計	54,261
法人運営費 人件費、積立金、固定資産取得など	48,986
当期末支払資金残高	19,067
支出合計	122,314

助成金募集案内

「公益財団法人福岡県地域福祉財団」では、ボランティアや子育て支援活動を行う民間の非営利団体等への助成等の事業を実施しています。今年度も、ボランティア団体等に広く活用していただくため、募集の案内を致します。皆様からの積極的な応募をお待ちしています。

★事業名

- ①地域ボランティア活動支援促進事業
- ・助成の対象者・要件
活動基盤を県内に有する民間非営利団体
(法人格の有無問わない)

★事業名

- ②地域福祉セミナー
- ・助成の対象者・要件
活動基盤を県内に有する民間非営利団体
(法人格の有無問わない)
- 3回以上の講座実施が要件

★事業名

- ③子育てセミナー
- ・助成の対象者・要件
県内の子育て支援団体、子育てサークル等
3回以上の講座実施が要件

【問合せ先】

公益財団法人福岡県地域福祉財団 振興課
092・582・2396
ホームページ「ふくおかしあわせの輪」
URL <http://www.fp-kikin.or.jp>
公募期間・・・5月末日まで

～車いすごと乗れる～

車椅子対応車輦の貸出しを行っています

- ♥ 利用対象者 小郡市内にお住まいで、おおむね65歳以上の歩行が困難な方や、障害のため歩行が困難な方等
(身体に異常をきたすおそれのある方を除く)
- ♥ 利用時間 原則 9時～17時(月曜日～土曜日)
※運転手及び介助者等は各自確保してください
- ♥ 利用目的 病院や施設等への通院・通所等、買物、リフレッシュのための利用、その他
- ♥ 利用手続 利用会員登録を行い、申請書の提出をする
- ♥ 利用料 無料。ただしガソリン代は利用者負担
(車いすの貸出し可)
- ♥ 問合せ先 小郡市社会福祉協議会
☎ 73-1120
- ♥ 貸出車両 ・ダイハツアトレー 4人乗り(1台) ・スズキワゴンR 3人乗り(1台)



個人や団体から寄贈いただいた自走式車いす

車いすの貸出しも
行っています

無料

小郡市社会福祉協議会では、市内にお住まいの方に車いすの貸出しを行っています。

入院や入所時の一時帰宅、骨折などのケガや病気、高齢のため歩行が困難な方、車いす体験などにお貸しいたします。貸出し期間は原則一ヶ月以内です。

【問合せ先】小郡市社会福祉協議会

☎ 73・1120

口は健康の入口

ケアは健康の秘訣

口腔ケア「歯みがき編」

日本人が歯を失うもつとも大きな病気に歯周病があります。

成人の80%前後が歯周病になっているにもかかわらず、気が付いていない人が多いようです。歯周病を防ぐには、その原因である歯垢（プラーク）を取り除く歯磨きが大切になります。生涯自分の歯で「楽しい食事を摂る」ために、毎日の歯磨きを見直してみましよう。

用途別の歯ブラシ紹介

- 歯と歯の間をしっかりと磨きたい
歯間ブラシ・デンタルクロス
- 奥歯までしっかりと届く歯ブラシ
タクトブラシ
- 歯周ポケットをしっかりと掃除
ポケットクリナー
- 入れ歯の手入れ
入れ歯専用歯ブラシ

薬局等には、多種多様の歯ブラシが並んでいます。色、形、毛先のタイプ、機能性などを考え目的に合ったものを



選び、正しい使用をしましょう。

歯ブラシは一ヶ月に1本を目安に交換しましょう。

「毛先が開いてきた」「毛先の色が濁ってきた」が歯ブラシ交換のサインです。

歯の大きさ、歯並びなどの口の状態は人それぞれです。歯科検診の際に、自分に合った歯ブラシや磨き方の適切なアドバイスを受けることをお勧めします。

歯磨きクイズ Q

問1 歯磨きのタイミングは？	①食べる直前 ②食べた後1時間以内 ③食事と食事の間
問2 歯磨きの力加減は？	①毛先が広がらない程度の軽い力 ②毛先が広がるごしごしの力
問3 歯ブラシの動かし方	①小刻みに動かし1,2歯ずつ磨く ②歯ブラシを横に大きく動かす
問4 歯ブラシの交換の目安は？	①毛先がぐーんと開いた時 目安は6ヶ月に1本 ②毛先が開きはじめてきたところ 目安は1ヶ月に1本



※答えは下記をご覧ください

小郡市社会福祉協議会の苦情について

当会では、提供する福祉サービスに関する苦情解決のため、苦情解決委員会を設置しています。

一 苦情受付

- (一) 苦情解決責任者 事務局長 佐藤吉生
- (二) 苦情受付担当者 総務係 能塚治一郎
☎ 73・1120
- (三) 第三者委員会
小郡市社会福祉協議会評議員
永利新慈 ☎ 72・2200
廣瀬哲之 ☎ 72・1101

二 苦情解決の方法

- (一) 苦情の受付（面接、電話、書面）
- (二) 苦情受付の報告、確認
- (三) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合い、解決に努めます。
- (四) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介
小郡市社会福祉協議会で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し出る
ことができます。

福岡県運営適正化委員会

春日市原町3-1-7

クローバープラザ 4F

☎ 092・915・3511

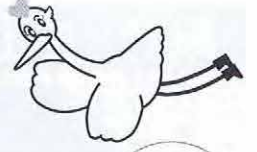
相談日 火曜日・日曜日

相談時間 9時～17時30分

〈クイズの答え〉 問1…② 食べた後1時間以内
問2…① 軽い力で磨きましょう
問3…① 小刻みに動かしましょう
問4…② おおむね1ヶ月を目安にしましょう



ウエルファ通信



4年目

子育て支援「ひよっこ」
大保原区

「何かあった時に
相談できる人が近くに
いたらいいよね～」

大保原区はアパートが増え、若い世帯が多くなりました。赤ちゃんを抱っこし、ベビーカーを押しながら歩くママたちの姿を見て、「ひよっこ」の子育て支援は始まりました。

「ひよっこ」のドアを開けると、一番に子どもたちの笑顔とおもちゃで遊ぶかわいらしい仕草が目にとまります。1歳から2歳のかわいい盛りひよっこちゃんたち。

広々としたところで思う存分動き、好きなおもちゃを手にして遊ぶわが子を少し離れて見守るママ達。

子どもたちが遊びになれたところで、ママ達の時間です。

子育て、お買い物、地域の様子などママ達の楽しい情報交換のおしゃべりタイム。子どもと同じ空間に居ながらも子育てからちょっと解放され一息つける場所、それが「ひよっこ」です。

今、遊びに来てくれるママが増え、子育ての輪が広がっています。



「ひよっこ」
を楽しみに
しています～。

ママ達の笑顔も最高！

日中一人で頑張っているママに友達と楽しい時間を過ごすことで子育てをもっと楽しんでほしい。地域になじみ、世代間を飛び越え、お互いいつでも気軽に声をかけ合えるようになりたいですね。

4年目の「ひよっこ」は、これからも子育てママ、もちろんパパも応援していきます。

ひよっこスタッフ

お知らせ



子育て支援「ひよっこ」は4月22日(水)

よりスタートします。

大保原区居住の0歳～3歳のベビー

とママ、楽しく遊んでお友達づくりを

ひきひき。

日 毎月 第2・第4水曜日

時間 10:00～12:00

参加費 100円(毎回・光熱費等)

場所 大保原区公民館・2階

スタッフ 民生児童委員・活動員

2009年 案内ポスター



もうすぐお兄ちゃんになるんだよ～



「ひよっこ」1期生の颯太君(右)
この春、ひかひかの一年生。「ひよっこ」に通い出したのは、やんちゃ盛りで一時も目が離せない2歳のころ。「ひよっこ」は私のリフレッシュの場でしたと颯太君ママ。

〈平成25年度〉

小郡市社会福祉協議会 賛助会員加入のお願い

皆さまからご賛同いただきました
会費は、主に

「ふれあいネットワーク活動」

「車いす対応車輻貸出し」

「広報紙・社協だより」

「障害者支援事業」

このような事業に活用させていただきます。

ご加入をよろしくお願ひします。

○団体会員 1口5千円

○個人会員 1口1千円

〈25年度ご加入ありがとうございます〉

個人会員

・高松 政道

・古賀喜久子

・林田 景子

・土谷 武

・土谷由紀子

・北嶋 恒彦

・安部 恵子

・渡辺 利一

団体会員

・小郡校区民生委員児童委員協議会

・中学前区老人クラブもみじ会

・翔朋学園

・味坂環境を守る会

・西島区老人クラブ

・宝友会

・大原校区民生委員児童委員協議会

・小郡市保育協会

・味坂校区民生委員児童委員協議会

・大保老人クラブ

・親和会

・フックショップ虹

・セラピューティック・ケア「えがお」

4月30日現在 〈敬称略・順不同〉

あなたの悩みを心配ごと相談へ

相談事業は、心配ごと・困ったこと等、住民の生活に関わる様々な問題を気軽に相談できる窓口です。



- ◆場所 小都市総合保健福祉センター「あすてらす」1F相談室
- ◆日時 毎週木曜日 午後1時～4時
- ◆体制 心配ごと相談（第1、3、5木曜日）は、相談員2名で対応します。
弁護士相談（第2、4木曜日）は、弁護士1名と相談員2名が同席し対応します。
なお、相談日が祝日の場合は翌日に行います。詳細は社協窓口でお尋ねください。
- ◆お願い 弁護士相談の申込みは下記の日程表の通りです。
電話【73-1120】による受付予約制（先着6名まで）で来所による受付は行っておりません。また、希望者が多く相談をお受けすることができない場合があります。

5月の相談日程		6月の相談日程		7月の相談日程	
2日	心配ごと相談	6日	心配ごと相談	4日	心配ごと相談
9日	弁護士相談 *予約日:5/2(木)午前9時～	13日	弁護士相談 *予約日:6/6(木)午前9時～	11日	弁護士相談 *予約日:7/4(木)午前9時～
16日	心配ごと相談	20日	心配ごと相談	18日	心配ごと相談
23日	弁護士相談 *予約日:5/16(木)午前9時～	27日	弁護士相談 *予約日:6/20(木)午前9時～	25日	弁護士相談 *予約日:7/18(木)午前9時～
30日	心配ごと相談				

社会福祉へご寄附
ありがとうございました

次の方々から、温かいご寄附をいただきました。
この寄附金は、市内の福祉向上のために大切に
使わせていただきます。
(平成25年3月1日～4月30日)

香典返し寄附(順不同)
故人となられた方のご冥福を心からお祈り申し
上げます。

- 一般寄附
- ・緑区 土谷由紀子 様
- ・下町区 行実 福祐 様
- ・みちくさ映画鑑賞会
- ・個人ボランティア(手芸・朗読)
- 今限区 梶島 新様(故妻京子様)
- 上町区 石井 禮子様(故夫一男様)
- 下西区 平山咤千香様(故夫豊様)
- 二森区 久保 幸様(故母平塚利子様)
- 宝城北区 平山 幸典様(故母清子様)
- 二森区 古川 保彦様(故母好子様)
- 三沢区 江崎 洋子様(故夫榮一様)
- 三國が丘区 渡邊 純子様(故夫忠勝様)
- 津古区 成富 武様(故母香壽様)

お香典返しをする代わりに、「**故人の遺志を社会のために活かしたい**」というご遺族の皆さまのお志により、お香典の一部を寄附していただいております。
ご希望によりお礼状をご用意させていただきます。

東日本大震災義援金
ありがとうございました

健康ヨガ教室
(4月6日開催分)

窓口を設置しています募金箱にもたくさんのご協力をいただきありがとうございます。引き続きご支援をお願い致します。

税理士による税金に関する無料相談会

法人税、所得税、消費税、相続税等、その他税金に関する相談会。

◎ 6月8日(土)
◎ 7月2日(火)

【時間】 13時～16時まで
※予約優先、お一人30分程度

【場所】 小都市総合保健福祉センター「あすてらす」会議室2

【問合せ先】 藤井税理士事務所
0942・72・4322

